

## 平成23年度第1回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成23年5月13日（金）10:00～11:15

場 所 本館4階 4-A会議室

【出席委員】 郷委員、坂口委員、佐和委員（委員長）、森委員

【欠席委員】 八幡委員

【事務局】 漣総務部長、中村総務課長、橘総務課参事、他関係職員

【県立大学】 曾我理事長（学長）、川口副理事長、大田理事、菊池理事、仁連理事、堀部事務局次長、他関係職員

- ・開会
- ・漣総務部長あいさつ
- ・大学・事務局出席者紹介
- ・佐和委員長あいさつ

### 【議 題】

#### 1. 第1期中期計画の総括について

（委員長）第1期中期計画の総括について、事務局からお願いします。

- ・第1期中期計画の総括について、事務局より説明

（委員長）第1期中期計画期間にかかる事業全般に対するご意見を伺いたい。なお、第1期6年間の評価については、第1期が終了した後の平成24年度の当初に、法定の「中期目標に係る業務の実績に関する評価」を実施することとなっている。本日は、まだ第1期の最終年度であるが、事業全般、評価全般に関する意見をお聞きしたい。

（委員）今年が6年目であるが、説明のあったものは22年度の評価に反映させるものなのか。

（大学）22年度の実績はこれから県に提出するもので、この資料には入っていない。ここでは21年度までの4年間であり、残りの2年間で大学がどのような努力をしたのかは入っていない。評価委員会の年度評価では、大学の改善のため、あるいは中期目標達成のために意見を頂いていると思っているので、現状、22年度はここにあるような意見をふまえて取り組んでおり、そういう点では22年度はほとんどの項目について、Aに近い評価が得られていると思っている。

(委員) 資料1 - 1では、22年度の評価のところ空白であるが。

(事務局) 7月に開催する委員会では、22年度のなんらかの評価を入れていきたい。細かな22年度の評価については、次回以降でご審議頂きたい。時期的にずれが生じている。

(委員) それでは、資料1 - 1の評価と課題について、質問や意見を申し上げればよいのか。過去の18年度から21年度までの全体についてなのか。それとも、各年度評価に対するものなのか。国立大学では、4年終了時の暫定評価が、ほぼ最終の評価になったが、今日の話は、過去の5年間の評価と課題ということか。

(事務局) 事業年度ごとに評価をいただいた内容をベースとしているが、それらをふまえて今後の課題となるものを入れている。第1期中期計画全体にかかる評価と考えている。

(委員) 年度計画の評価ではないということか。

(大学) 22年度の評価は次回に出る。それが出ないと、うまく総括が出来ない。

(委員) 昨年夏に出たのは21年度の評価であり、22年度の評価は今年の7月に出していただく。本日は、4年間の推移の中身。それから「 」の項目は、23年度に向けての課題として理解すればいいのか。

(委員) それでは、その前提で少し質問をすると、資料1 - 1の教育の欄、評価と課題の中に「教職協働の学生支援体制」という言葉があるが、この「教職協働」が何を指しているのかわからない。

(大学) 教員と事務職員が一緒になって、学生を支援していくという意味である。

(委員) 大学にいるとき、いつも用語のことで困ったのであるが、「職員」というのは大学で給料を払っている全ての人という考え方であり、先生方は職員ではないというのは、ちょっと感覚が違うのではないかと思う。それならば、「教職員と事務職員」とか、言い方が微妙で、みなさんお分かりになるかと思い聞いた。

(事務局) 次回には整理をさせていただく。

(委員) 前は、「職員は事務方」としていたが、法人化すると教員も事務の方も職員である。そうしないと、いろんなことがめんどろになる。

(委員) 社会的に言うと、教員というのがラインで、事務職員はスタッフである。

(大学) 確かに規定上は全て「職員」としており、職員の過半数代表も、全て入った形になっている。教員はほとんどが法人の職員であるが、事務職員の半分は県からの派遣職員。教員については裁量労働制をとっているが、昔の教員の特例との関係がうまく整理できていない。そういうことで、教員を職員としての立場で規制し、規程を適用することがなかなかできない。国立大学も同じだと思うが、裁量労働制をきちんとしていくということは、先生方の教育研究活動にかなり大きな支障を来すことになる。今までの既得権を全て外すようになる。そこが難しいのであるが、この場合は、教員と事務職員との協働でということ。

(委員) 裁量労働制の話は、ちょっと別かなと思うが、大学を構成するメンバーとしては同じで、その読み方の問題。職員の中には、外部資金による方もおり、非常に多様になっている。

(大学) 問題となるのは学生を支援するときにおいて、学生は時間が自由なので、授業が終わる18時以降でも相談に来る。その時には、事務職員は超過勤務となるが、教員は超過勤務とならない。そのあたりの協働をどうするのか、給与上の問題と関わってくる。契約職員の人が対応する時において、30時間の中で振り分けていくとか、実務が非常に難しくなっている。

(委員) それは、例えば事務職員は昼間、教員はどちらかという遅くても相談にのる、というように、協働といっても一緒にではなく、幅広く理解すればいいのでは。

(委員) 私のところでは、教員は裁量労働制をとっていない。週のうち土日は休みで、1日研修日をとっている。週40時間をオーバーしてはいけないなどの労働基準法の基準がある。事務職員は、A班とB班とに分け、B班はお昼前に出勤し、19時40分までの勤務としている。A班は、通常の17時15分までの勤務としている。そうしないと、1時間くらいサービス残業するということがあるかもわからない。労働基準法上のしぼりの中で、事務の方の中から話が出て、始めて3年目となる。今ではすっかり定着し、事務職員も、B勤務は出勤前に市役所や銀行などで用事を済ませられると、うまくいっている。

(委員長) 他にあるか。

(委員) 就職支援が「教育」に区分されているのはなぜか。企業との連携による就職支援であれば、むしろ「社会との連携」ではないか。職業教育をするというのであれば「教育」に入るが、これは支援ではないのか。この内容なら、「社会との連携」の方がふさわしいと思った。

(大学) 認証評価では「教育」の区分の中に、この項目がある。入口の入試と、入ってからどう育てるか、それから学生の出口も「教育」の中に含まれてしまうので、どうしてもここになる。

(委員) 教育のプログラムの中に、キャリアガイダンスや講義を入れるのであれば、「教育」でいいと思う。

(大学) そのようなことも含めて教員に、「就職についても関与してください」というのが元々の

趣旨。理工系は学生の就職について指導したりしているが、これまでの日本の文系の教員には、自分のゼミの学生がどこに行っているのかも知らない方がおられる、というのが一般的な見方ではないかと思う。こういう形で、教育は出口も含めたものであり、学生の満足度にも含められると思うが、内容的には「社会との連携」と繋がる場所だと思う。

(委員) 要は、先生方が努力されることに対して、有効なものであればよい。

(委員) 小さな大学では、どうしても教員は教育、事務職員は入試や就職支援と以前はなっていたが、入り口があって、中の教育がしっかりして、そして出口がしっかりし、三位一体がうまくいってこそ大学の財政にも影響してくる。今後は、この3つがうまく流れないと学校が成り立たないと、みんなが分かってきた。しかし、みんなに分かってもらうのも苦労するのであって、まだ分からない人もいる。

(委員) 我々の社会とは違い、同じような形態で仕事をしている方の中では、「そうだ」とか「違う」となるのかもしれないが、私には複雑に思う。例えばものづくりの注文で、1日に100個しか出来ないとき、「1日に100個しか出来ないの、それ以上の注文はいりません」と言うと、もう注文は来ない。そうしたら120個の注文でも取ってしまう。そうすると当然、設備も人員も一緒では残業する。残業ばかりするとコストが上がるので、製造部門の技術者は、100個しかできないのを110個は定時で出来るようにしようとする。そのように数字が出る。そうすると評価しやすい。「あいつよくやった」「すごく考えてやっている」となる。ここでの話を聞いていると、どのように「 」と「 」になったのか、よくわからない。ぱっと見て、先月よりもこれだけ数字が上がったとか、使う燃料がちょっと減ったとか、電力は増えたけどそれ以上に生産が上がったとか、そういう効率を数字で出す。数字で出てこなかったらどうするのかと、我々には、複雑怪奇な実績である。

(大学) 委員のおっしゃったことが、中期計画の最終評価の時の問題となる。教育研究関係の評価ということで、評価委員の中には専門家もおられるが、そうでない方もおられる。滋賀県の評価委員会では、教育研究の質の向上については、認証評価の結果を踏まえるとなっている。年度評価は、大学が自己評価するものを点検することによって、改善していく経過を大事にしている。しかし、6年間の最終評価については、いわゆる教育研究については認証評価を踏まえるとしているので、我々は昨年、これに対応するために認証評価を受けた。法人化された段階では、認証評価の中には、「教育」と「研究」と「社会貢献」の項目があったが、それが今は「教育」だけで、「研究」と「社会貢献」は選択的項目に移った。しかし、評価はこれを踏まえるということなので、選択的項目として「研究」と「社会貢献」の認証評価も受けた。その結果は、次の委員会に出ると思うが、教育については専門のことになるので、この資料ではどのように評価したのかとなる。認証評価においても、ここに書かれている「 」のところはちゃんと認めていただいている。大学としてはそれでいいのかなと思うが、このところで評価いただくのがどういう形になるのかというのは、公立大学は国立大学と違って、地方独立行政法人法に従い、認証評価を踏まえることになる。各公立大学法人の評価委員会では、専門的には評価できないだろうということからスタートしている。その問題を

どう扱うのかは、各公立大学法人の設置者が非常に苦勞されていることの一つ。それは、公立大学協会の理事会などでも出るが、踏まえ方というのは非常に難しい。

(委員) 国の場合でも、国立大学法人以外に各省でも研究所を持っている。要するに、大学にしかできないことは何かと言えば教育である。だから、「大学の存在意義は教育にあり」とも言われ、国立大学法人の予算を守るためには、教育に重点を置かざるを得ない。

(大学) 次期の認証評価では、「教育」に特化するようである。「研究」や「社会貢献」は評価できないとなって基本からはずれていく。こうなると認証評価を受けるのは、大学基準協会しなくなる。

(委員) そうなると、生産性や教育の効果を計る物差しとは何か。数量的なもの。

(大学) 学生の満足度であろう。

(大学) それからもう一つ。資料 1 - 1 の 2 ページ目。項目 の「その他業務運営に関する重要目標」にかかる年度評価は、A C A A となっている。なぜこうなったかということ、B というのは年度事業項目の 90% 以上が「 」と「 」の年度評価であり、年度事業項目数が 10 に達しないと A が C しかない。そうなると、この部分はまずかったとなってしまっているので、数の問題で惑わされることがある。教育のところは B で、達成できなかった年度事業項目もずいぶんあるが、全体の項目が多いため 90% 以上が達成となる。内容を見ていただかないといけないということになる。そういうことで、評価する側は大変だと思うが、評価される側としては弁明の機会を与えていただくとありがたい。

(委員) 資料 1 - 1 の項目 「業務運営の改善および効率化」が、B A A C と、他の項目では平成 21 年度の評価が A が B となっている中、これだけ下がっているのはなぜであったか確認したい。

(大学) 学務事務管理システムの導入が遅れたためであるが、現在は稼働している。

(委員) では、22 年度は大丈夫なのか。

(大学) 大丈夫である。

(委員) 年度計画に書かれたことをやらないと、こういうことになる。

(大学) 教育の 1 つ目の「入学後の英語力向上目標が未達成」、というのは以前から出ているが、入学時に比べて 2 年終了時に英語力を 20% 上げるという目標なので、大学としては入学時と 2 年終了時の 2 回、TOEIC を受けさせるとしたが、それでは学習意欲が上がらないので、結局は 1 年終了時も加え、3 回受けさせている。また、1 クラス 25 人の英語教育とし

て、やっと12%くらい向上した。向上しているのは確かで、普通はなかなか上がってこない。国際コミュニケーション学科が出来ると、それが引っ張ってくれるかなと期待している。学生がなかなか勉強しない。

(委員) 日本電気硝子との連携は、いつからか。

(大学) 平成19年度から3年間で、平成22年度からさらに3年間更新している。

(委員) 3「社会との連携、国際交流等」の項目中で、単位互換制度の利用が低いとあるが、単位互換制度を作ったけれどもそれを使う学生が少ないということか。それは何か理由があるのか。

(大学) 学生が行き来しない。近くの滋賀大学でも行ってくれない。交通機関をなんとかしないと行けない。

(委員) 実際に行くとしたら、自転車か車とか。

(大学) 県内の大学は、いろいろ違う学部があって、お互いに協力すればいいのが出来る。しかし学生がそこに行けないので、結局は、滋賀大学から先生にこちらの社会系の講義に来ていただいたり、我々が理系の講義で滋賀大学に行ったり、先生の交換でお互いの連携をしている、お互いの非常勤講師としてやっている。でも本来は、学生が動けばいいのではということからスタートしている。やはり、交通手段の問題。

(委員) そうすると、バスを出すとかがない限りは、改善が難しいのではないか。

(委員) バスを出すからには、学生で満席になるようなものでないといけない。

(委員) 例えば、補完的な講義はこちらの大学でないととれないとか、必修とまではいかないまでも非常に大事な講義を、別の大学でというようなシステムにしない限りは、出来ないのではないか。それでも自転車か、バスを出すのかということもあるので、よほど考えないといけない。

(大学) いろいろと考えてはいるが、県内の13大学で一番学生が他の大学に聞きに行くのは立命館大学。立命館大学では、とらないといけないという仕組みを作っている。我々がそうすればいいのであるが、それも他の大学に行って一生懸命聞いてくれるかというのが問題になる。単に単位のために行くようでは、他大学に迷惑になるのではないかと思う。

(委員) 他の大学での利用は2~3人。自分の大学で満足しているところがある。また、よそ者として見られるので行きづらい。内にこもってしまう。

(大学) 日本から海外に出ようとする学生が減っていることと、同じではないか。

(委員) これは滋賀の特殊性なのかとも思うが。

(大学) 全国的なものである。

(委員) 新聞でも最近、日本の大学生は内向きで外に出ようとしないと言われる。その理由は単純で、3年生から就職活動をしないといけないから。例えば、大学に入るなり海外に行くなんてのはあり得ない。3年生くらいの時に行くのが、ある程度のマジョリティ。自分の関心などが分かってくる。ところが3年生になると、就職活動に走り回らなければならない。しかし今、経済団体では、いわゆる就職活動、会社回りの開始を3年生の3月に解禁し、いわゆる入社試験は4年生の8月にすると提案をしている。以前は、3年生の終わり頃に会社周りを始めて、夏休みくらいに入社試験があった。今が異常なのであり、大学院の修士課程では、1年生の終わりにもう就職活動をしている。何のために大学院に来ているのかとなる。

(大学) 工学系については、「修士を出ないと」となっているので、3, 4回生で走る回る事は少ない。工学系の学生は、6年間の内、少なくとも4年間はしっかりしている。それが、4回生で就職できなかった学生が大学院に行くというシステムになると、3, 4回生、修士1, 2回生と就職活動に走り回って、大学院の講義がちゃんとできなくなる。昔、我々の時代は、少くとも英語ができなくてもアメリカ人の先生方は、日本人はすぐに出来るし非常に役に立つということで、ポスドクでも随分受け入れてくれた。しかし、この頃は中国人になった。日本人の英語は入学試験のためのもので、ほとんど役に立たないということなので、怖じ気づくと思う。英語力と就職の問題、二重苦である。それをなんとかしないといけない。

(委員) 2001年から2010年の間に、国が高等教育機関などに拠出する研究費は1.1倍になった。ところが中国は4.何倍、韓国でも3倍弱である。世界に出る論文数では、アメリカがトップで、EU27がアメリカに肉薄している。また昔のEU15に中国が肉薄している。日本は下の方。特に国立大学では法人化されてから減っている。ものすごく忙しくなっている。法人化の結果、学会の学術科学の国際化が高まるかと思いきや、むしろ数字の上ではマイナスとなった。実は、必ずしも法人化が悪くしたというのだけではなく、中国の躍進ということだと思われる。

(委員) アメリカの大学院が、TOEFLとGREの成績だけで留学生の入学を決めると、全部中国人になってしまう。だから、国別の割り当てを作らざるを得ない。

(大学) これは、大学を運営している我々の責任だと思わなとといけないのだろう。

(委員) 法人化は確かに、いろいろ忙しいし大変な面もある。でもそれだけではない気がしている。一つは、研究費は増えていないが、集中している。選択と集中が極端に進んでいる。研究費はあるところにはあっても、人は2倍のお金が来たら研究も2倍できるかと言ったら、そん

なことはない。そこが非常に問題だと思う。研究大学ではないところの基礎的な教育費や研究費が減っている。そこは、公立大学の場合は違うかもしれないが、国立大学の場合は格差がある。実験系の研究室は、学生をかかえてほとんど実験が出来ない状況であり、ますます論文が書けない。そうすると、元気がなくなる。一番大事なのは、元気があって誇りがあって、自分たちは力があると思って、力を出せるという環境が保証されていないといけない。しかし、お金も装置も極端に集中しているのが実態。

(委員) 法人化する前から言っていたことであるが、学術科学の世界に市場原理を導入するということが法人化して、さあ競争しろとなったが、初期条件が全然違う。もともと東大、京大はお金がたくさん来ていて、人的にも充実している。しかし小規模な大学は、まさに弱肉強食で、初期条件に恵まれているところでは、大型研究費をとる場合でも圧倒的に有利である。20人の研究者がいる場合、20番目の研究者でもお金がとれる。しかし小さな大学で20人を連ねても、20番目の人には来ない。自由競争であれば、初期条件を等しくしないといけない。

(事務局) 研究の内容などについては、認証評価の結果も踏まえてという大学のご指摘があり、その通りである。次回までに整理をさせていただきたい。大きな から の項目については、業務運営に関わる事であり、委員からもう少しデータが出せないかということであったが、どれだけ出るか大学とも相談させていただく。滋賀医大の場合であれば、医師の国家試験の合格率が出てくるのであるが、県立大学は幅広い部分がある。

(委員) 学生の満足度の学内調査を行っているのか。

(大学) 卒業時アンケートとして出ている。

(事務局) 本日は、いろいろな観点からご意見をいただいたが、さらに素材ということで大学と相談し、具体的なものを次回にお示しさせていただく。

(委員長) それでは時間もあるので、この議題についてここまでとしたい。

## 2. 公立大学法人滋賀県立大学の役員報酬の支給基準について

・支給基準の改正について、事務局より説明

(委員) 非常に高いカット率である。

(大学) この減額により、理事になると学部長よりも金額が低くなる可能性があり、なかなか理事になってもらえない。理事長でも、国立大学で役員をしておられた方より、はるかに低いのではないか。



(委員) 今、公務員の給与を1割削減して3000億円の財源に充てると言われている。昨日、国大協近畿支部の会議に文部科学省からも来いたので、人事院勧告には準拠するものであるが、国立大学にも適用されるのかと聞いたら、それは考えていませんということであった。しかし、ここでは県に準拠するということである。

(大学) これまでも県に準じてカットしている。

(大学) 知事と副知事との間のカット率となっている。

(委員) 過去に遡ると、どうであったか。

(大学) 平成22年度は、理事長は15%カット、副理事長、理事は10%カットとしていた。

(委員) 10%でもいいのでは、と言えるのか。

(事務局) 県としては、大学ともすりあわせしており、よろしくお願ひしたい。

(大学) 大学としても、役員会で決定した事項である。本日は、御意見を伺うということでいいと思う。

(委員長) それでは「意見なし」としたい。

(委員長) これで議事は終わりとなるが、何か御意見はあるか。

(委員長) それでは閉会とする。

閉会